

## 町ホームページへのバナー広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、大山崎町有料広告掲載の取扱いに関する要綱に基づき、大山崎町（以下「町」という。）が運営するホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、トップページの中で町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル

(2) ファイル形式は GIF 形式で 10 キロバイト以内

2 町ホームページへ掲載する広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は3ヶ月間とする。ただし、広告掲載申込者が引き続き掲載を希望するときは、3ヶ月を単位として掲載期間を延長することができる。

(掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠の数（以下「募集枠」という。）は30区画とする。

なお、広告掲載希望数が募集枠の数に満たないときは、複数の募集枠の利用を認めることができる。

(広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。